

## 12. 平成23年度事業計画

保土ケ谷区では、これまで保土ケ谷区社会福祉協議会の「保土ケ谷区地域福祉活動計画」、区役所の「保土ケ谷区地域福祉保健計画」をそれぞれ策定・推進してきました。しかし、いずれも地域の福祉保健活動を支援するものであることから、次期保土ケ谷区地域福祉活動計画を第2期保土ケ谷区地域福祉保健計画と一体化して策定することにしました。

平成23年度は、この「第2期保土ケ谷区地域福祉保健計画～保土ケ谷ほっとなまちづくり～」の理念に基づき、「誰もが安心して暮らせる つながり 支えあいのあるまち ほどがや」を目指します。また、地域住民、民生委員児童委員、地区社協、自治会町内会、ボランティア・市民活動団体・NPO法人、地域団体、当事者団体、福祉施設、地域施設及び関係機関・団体と協働・連携して、各種事業を行い第2期保土ケ谷区地域福祉保健計画の推進を図ります。

なお、引き続き地区社協を中心とした小地域活動の支援強化について重点的に取り組めます。

### 第2期保土ケ谷区地域福祉保健計画 ～保土ケ谷ほっとなまちづくり～

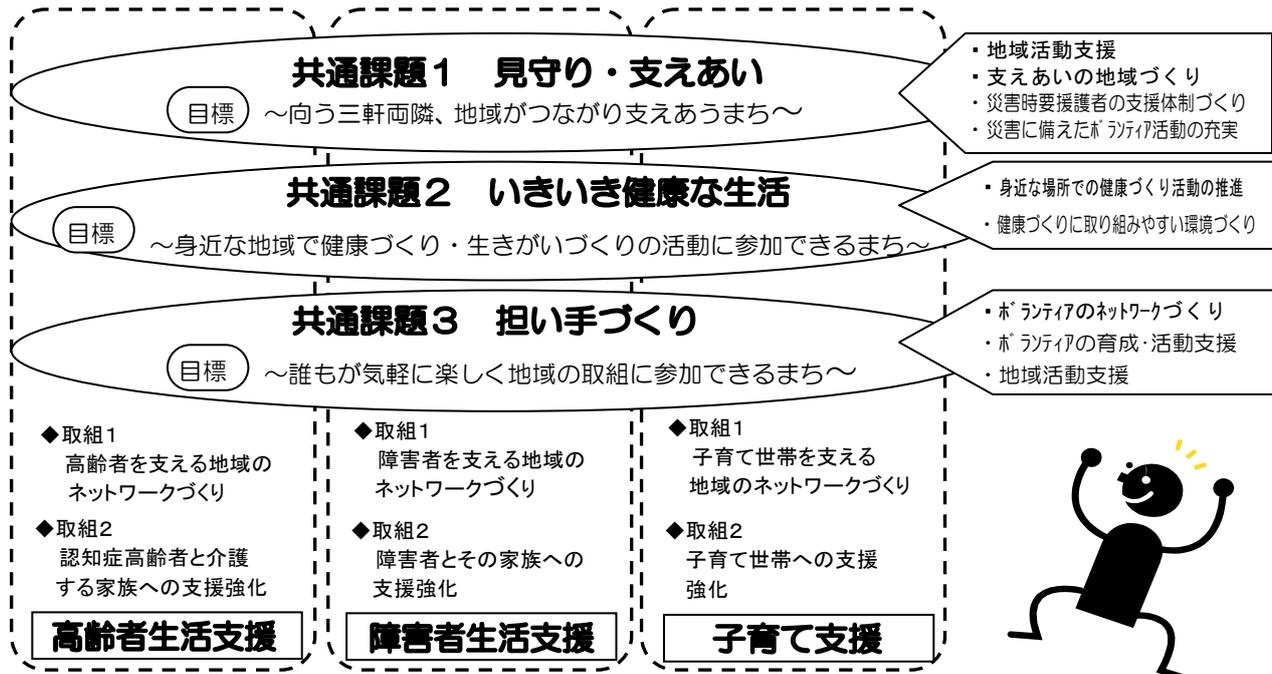
#### 基本理念

『誰もが安心して暮らせる つながり 支えあいのあるまち ほどがや』

★第2期計画は、「区全体計画」と「地区別計画」で構成されています。

#### 区全体計画

全ての人を対象とした「共通課題目標」と「対象者別の取組」から成ります。  
→地域ケアプラザ・区社協・区役所が関係機関と連携して取り組み、地区別計画の支援につなげます。



## 事業の内容（アンダーラインは新規・重点・拡充事業）

### 1 住民による地域福祉活動の支援

#### （1）地区社協活動の支援

職員の地区担当制や地域との関わりの実践記録、地区アセスメントシート作成、データ更新により、地区社協の活動を支援し、その活性化を図ります。

- ・地区社協活動運営費・事業費の交付（1地区5万円）
- ・地区社協への世帯賛助会費の還元（各地区実績の60%）
- ・福祉講座開催の助成（1地区3万円）
- ・地区社協広報紙発行の助成（1地区5万円）
- ・地区別計画推進助成金【単年度助成】
- ・その他、地区社協分科会（会長会議）の開催や、事務局長等実務者を対象とした会議及び研修会を開催し、地区社協活動を支援します。

#### （2）ボランティア等の福祉活動を支援

援護を要する高齢者・障害児者へのボランティア活動や、子育てを支援するグループ活動など、住民主体型の在宅福祉サービス活動を支援します。

また、地区社協も交えた研修会・懇談会の開催により団体相互の交流・ネットワーク化を図り、レクリエーションやプログラムづくりの援助を行います。（食事サービス、ミニデイサービス、子育てサロン等）

- ・食事サービスグループ連絡会（年3回）
- ・ミニデイサービスグループ連絡会（年2回）
- ・子育て支援連絡会への出席（年2～3回）

#### （3）地域支えあい連絡会・ネットワークへの支援

各地区の支えあい連絡会・ネットワークに積極的に参加し、地域福祉活動を支援し、その活性化を図ります。

また、コーディネーター連絡会や研修会を開催し、課題検討や情報交換を行い資質の向上に努めます。

#### （4）ボランティアセンターの運営

コーディネーターのスキルアップを図り、利用者の利便性の向上を目指します。

また、センター運営の充実、情報の収集・発信などボランティア活動の支援を進めるとともに、日曜・祝日もボランティアセンター業務の一部を行います。

ボランティアセンター運営委員会では、ボランティアセンター運営の活性化および善意銀行預託金の公正な配分を行います。

#### （5）あったかほどがや助成金の配分

区内で活動する地区社協、障害児者団体、ボランティア・市民活動団体等が地域福祉の推進を目的に行う事業に対して「あったかほどがや助成金」を助成し、その活動を支援します。配分の決定については、より公平性・透明性を確保するために、審査会において審査を行います。

## (6) 保土ケ谷区地域福祉保健計画（ほっとなまちづくり）地区別計画の推進支援

平成23年度より、第2期保土ケ谷区地域福祉保健計画～ほ도가やほっとなまちづくり～がスタートします。この計画は区の全体計画と地区別計画で構成されており、本会としても小地域活動の支援の一環として地域ケアプラザや区役所と連携して、地区別計画の推進支援を行います。

- ・ 地区別計画推進助成金【再掲】
- ・ 地区別計画本冊子及び概要版冊子の作成

## **2 福祉の担い手の発掘・育成**

### **(1) 地域活動への参加を呼びかけ、活動を促すための情報発信**

ボランティア団体・地域活動団体・福祉施設等の状況や活動受入の状況など、最新情報の収集・管理に努め、必要な情報を常時発信します。

- ・ 「社協ほ도가や」の発行（年1回、自治会町内会の協力により全世帯配布）
- ・ 「ボランティア情報」の発行（年1回、自治会町内会の協力により全世帯配布）
- ・ 「ほ도가やボラセンだより」の発行（年4回、ボランティア登録者等へ送付）
- ・ 拠点内の壁面に設置している「情報掲示板」を活用し、さまざまな福祉情報を掲示します。
- ・ ホームページの更新頻度を高め（週1回）、最新の情報提供ができる態勢を整えます。
- ・ ほ도가やパソボラ、地域ケアプラザ、区役所との協働で地域情報のホームページ「ほっとなタウンマップ」を運営し、地域情報の一層の充実に努めます。

### **(2) 第29回社会福祉大会の開催**

福祉啓発のため、保土ケ谷区役所との共催によりイベント、福祉功績者の表彰、福祉作品展、福祉バザー等を行います。

また、区内作業所等の協力を得て、福祉大会前1か月を福祉月間スタンプラリーとして福祉啓発を行います。

- ・ 開催予定日 12月17日（土）午後、保土ケ谷公会堂

### **(3) ボランティア講座等の開催**

ボランティア登録者や活動者の拡充を図るため各種講座等を実施し、講座受講者を他の事業や地域へ誘導できる態勢づくりを行います。

- ・ 拡大写本講座
- ・ 傾聴ボランティア講座
- ・ ボランティア啓発講座
- ・ ちょっとだけボランティア2011夏（中高生対象、福祉教育講座）
- ・ 小学生のためのちょっとだけボランティア2011（福祉教育講座）
- ・ 手話ボランティア講座（入門編）
- ・ 施設ボランティアコーディネーター交流会
- ・ ボランティアセンター登録ボランティア交流会
- ・ 施設ボランティアネットワーク会議（地域ケアプラザ主催）への参画
- ・ 施設ボランティアコーディネーター研修

#### **(4) 企業の福祉貢献活動への支援**

福祉活動に関する情報提供、講師の派遣を行います。

#### **(5) 地域における福祉教育の推進**

福祉教育活動プログラムの検討、学校や地域での福祉学習や体験の際に、講師の派遣などコーディネートを積極的に進めるとともに、車椅子やアイマスクなどを貸し出します。

福祉教育連絡会、福祉教育体験学習ボランティア交流会等において、教員、地域のボランティア活動者及び体験学習受入機関相互の連携を促進し、福祉教育の充実に努めます。

#### **(6) 区ボランティア連絡会及びボランティアグループとの連携・支援**

事業への協力や情報提供などの支援を行います。

また、福祉保健分野以外のボランティアグループとの連携にも努めます。

### **3 支援を必要とする人への自立・生活支援**

#### **(1) 地域ケアシステムの推進**

各関係団体と共に福祉・保健相互のつながりを深め、日常生活圏域での地域ケアシステムの推進組織に参画し、個別援助活動を推進していきます。

また、区役所等を中心に進められている障害者や子育てなどの福祉関係施設・団体の連絡会（地域自立支援協議会、子育て支援連絡会、児童虐待防止連絡会、子ども家庭支援相談事業連絡協議会、成年後見サポートネット、高齢者SOSネットワーク連絡会議等）に積極的に参画し、関係団体との連携を深め、協働して福祉ニーズの解決に向けた検討を進めます。

#### **(2) 外出支援・送迎サービス事業の実施**

道路運送法による登録に基づき、外出の困難な高齢者・障害者等を対象に、地域の運転ボランティアによる送迎サービスを実施します。安全運転講習会を実施するとともに、送迎ボランティア交流会を通しボランティアの定着を図ります。

また、車輛2台の入れ替えを行い、利用者へのサービス向上を図ります。

（共同募金備品整備費による購入、リース期間満了による新規リース）

#### **(3) あんしんセンター事業の実施**

あんしんセンター事業の相談機能を充実させるとともに、地域ケアプラザ内の地域包括支援センターと連携して講演会を行うなど、権利擁護事業の周知及び新規利用契約に努めます。

#### **(4) 子育てサポートシステム事業の実施**

会員交流会・研修会を通じ、会員相互の交流や提供会員のスキルアップに努めるとともに、ホームページや会報紙を利用し、会員登録更新手続き、町別会員情報の提供を行うなど会員の利便を図ります。

また、地域の子育て支援団体と連携して子育てサロンや地域ケアプラザ、保育園での出張説明会、イベント開催時の説明を行うなど、さらなる会員拡充・事業の充実に取り組みます。

- ・入会説明会の開催（年15回程度）
- ・会員交流会・研修会（年2回）
- ・地区リーダー交流会（年6回。旭、泉、瀬谷との4区合同開催）

- ・会員向け情報紙「チャイレート」の発行（年2回）
- ・新規提供会員との顔合わせ（年2回）

#### **(5) 学齢障害児余暇支援事業「ほっとフレンズ・この指とまれ」の実施**

ボランティアグループ「飛行船」、地域ケアプラザ、地域活動ホーム、特別支援学校などとの協働・協力により、長期休暇中の障害児を対象にした余暇活動支援事業を行い、家族にレスパイト（一時休息）の機会を提供します。

また高校生や大学生等のボランティアの募集を図り、学生ボランティアを育成します。

#### **(6) 当事者団体等の支援**

障害者団体等への助成・情報提供、地区社協・区作業所等連絡会・障害者支援センター・区役所等との連携などにより、障害者福祉の向上を目指します。また、関係機関と連携・協力し、当事者の生活を支えるための支援活動を進めます。

#### **(7) 障害者週間キャンペーンの実施**

地域に広く障害者の福祉について理解と関心を広めるために障害者週間の期間内に街頭啓発のキャンペーン活動、福祉月間としてスタンプラリー等を実施します。

##### ・街頭啓発キャンペーン

障害者団体、地域作業所、ボランティア、小学生が参加する街頭キャンペーンを実施することで、障害児者に対する市民の理解を深めます。

12月3日～9日の障害者週間のうち1日程度

保土ヶ谷駅、星川駅周辺、天王町サティを予定

#### **(8) 災害ボランティアネットワークの運営**

地域防災拠点、ボランティア連絡会などの関係機関・団体、個人会員で構成する災害ボランティアネットワークの事務局を、区役所と共同で担います。

また、運営委員会や各種研修会（実践講座）を開催するとともに、ホームページ等を通じた広報啓発を図ります。また関係団体と協力しながら災害時要援護者対策に取り組みます。

#### **(9) 各種資金の貸付事業の実施**

低所得者、障害者、高齢者に対し、在宅での経済的自立及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにするために、また、団体に対しては安定した運営を行えるように各種資金の貸付を行います。

・生活福祉資金（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）の貸付

・障害者地域作業所等設置支援資金の貸付

#### **(10) その他**

年末たすけあい配分事業（戸別配分）、小災害被災世帯への見舞金給付、交通遺児世帯への激励金等の給付、行旅病人に対する援護を行います。

## 4 区社協の組織・体制の強化等

### (1) 体制強化のための検討

団体事務において、区社協団体事務取組指針（平成17年3月）及び、区社協業務指針（平成21年3月）において、整理統合する方向性が示されており、昨年度、更生保護協会事業の保護司会への移管統合に関し、更生保護協会総会及び保護司会理事会において承認されました。本年度の保護司会総会及び更生保護協会総会における事業報告、決算報告を終えて移管統合が完了します。また、区社協基本指針、業務指針及び提言に基づき、財政基盤の強化、業務の見直しなどの課題について検討します。

### (2) 組織の充実

理事会・評議員会・各部会・分科会の開催により会員相互の情報交換の場を設けます。また、区社協会員拡充取組指針に基づき広く会員拡充に取り組むとともに、会員への様々な情報提供に努めます。

- ・会員向けパソコン講座（ワード）の開催
- ・あったかほ도가や助成金 F 区分「区社協会員会員特別加算」

### (3) 財政基盤の強化

パンフレット配布、広報紙「社協ほ도가や」の全世帯配布、ホームページの更新など区社協の広報PR活動を充実させ、社会福祉協議会や賛助会費制度について、分かりやすい説明と、幅広く周知していくことで、新規施設会員入会などの賛同者を増やします。

また、あったかほ도가や助成金の助成団体に対して共同募金運動への協力を広く呼びかけ、財政基盤の確立を図ります。

### (4) 情報公開制度

区社協運営の透明性を確保し、区民の福祉活動への積極的な参加、理解と信頼を増進させるため、情報の公開に関する規程に則り、積極的に情報公開を行います。

### (5) 相談しやすい環境の整備

窓口には、常に職員を配置し、来館者に対してすぐに対応出来るようにします。また、「ご意見箱」や窓口での相談や要望に対して、その内容を分析・検討して日々の業務に生かし、相談しやすい環境を整備します。

### (6) 苦情解決制度

苦情に対しては苦情解決規則に基づき迅速に対応し、利用者が安心できる環境を整備します。また、苦情内容について、掲示やホームページなどを活用して利用者の方へ積極的に公表します。

例年、寄せられる募金等に対する苦情においては、その原因を分析し、募金事業に対する丁寧な説明とチラシの工夫により、苦情件数軽減に繋がります。

### (7) 福祉関係5団体の事務局運営

県共同募金会区支会、日本赤十字社区地区委員会、保護司会、更生保護女性会、遺族会の事務局として、各団体との連携により地域福祉を推進するとともに、団体の自主的な運営を

支援します。（更生保護協会は保護司会総会での統合受け入れの承認により、保護司会に移管統合します。）

## **（8）事務局体制の整備**

効率的な運営を目指し事務改善を進めるとともに、職員の資質向上のため、職場内研修の実施、外部研修へ派遣します。

## **5 福祉保健活動拠点の運営**

第2期指定管理期間の初年度にあたり、指定管理者として福祉保健活動拠点の利用を促進するため、貸出機材の充実・点検を図り、かるがも内他法人施設との連携に努め、円滑な管理・運営を図ります。

また、利用者懇談会の実施、夜間及び日曜・祝日に非常勤職員を配置し、ご意見箱を常設（再掲）することにより、利用者サービスの向上を図ります。

### **【指定管理期間】**

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

### **【開館日時】**

月曜日から土曜日まで 9時から21時まで

日曜日・祝日 9時から17時まで

## **6 第2期保土ヶ谷区地域福祉保健計画の進行管理及び評価**

保土ヶ谷区地域福祉活動計画は、平成23年度より第2期保土ヶ谷区地域福祉保健計画と一体となりました。区役所及び地域ケアプラザと連携しながら、計画を実行してまいります。また、企画委員会において進行管理及び評価を行います。